

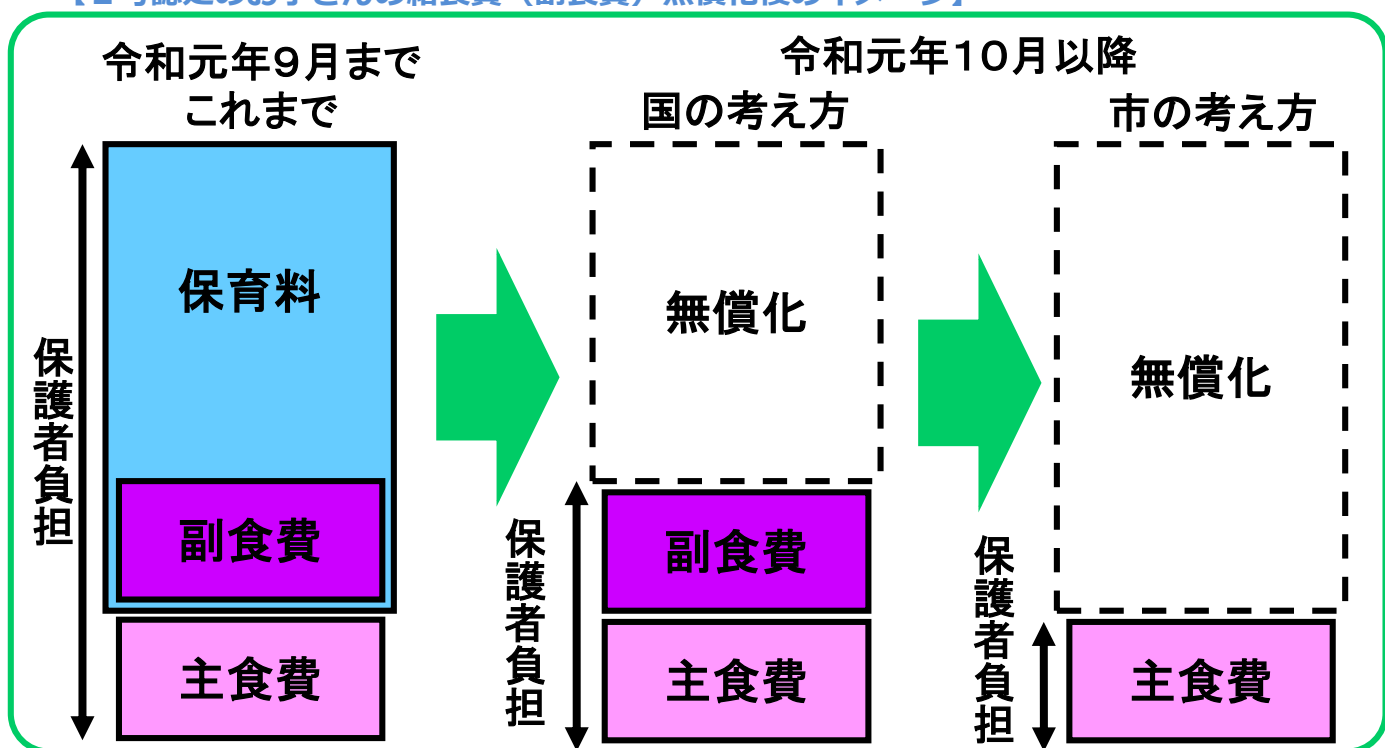
幼稚園、保育所、認定こども園、高砂児童学園を利用する

子どもたちの**副食費も無償化**します。

幼児教育・保育の無償化では、1号認定児は今まで園に支払っていた副食費、2号認定児は今まで保育料に含んで支払っていた副食費を、一部の方を除き実費徴収することとなっています。

高砂市では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、**給食費（副食費）も無償にします。**

【2号認定のお子さんの給食費（副食費）無償化後のイメージ】



【対象者・対象額】

- 高砂市に居住する3歳児から5歳児の子どもの保護者
- 3歳児から5歳児の副食費相当額
(主食は今までどおり持参または園に支払いとなります)

【対象となる施設】

- 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、高砂児童学園
(注) 市外の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を利用している子どもは、高砂市の副食費補助基準額（1号月額3,700円、2号月額4,500円）を超える額については実費負担となります。（副食費の金額は園により異なります。）